

静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、既存住宅・建築物等の耐震化を円滑に進めるため、耐震診断や耐震改修工事等の普及、啓発を行なうとともに、県民が安心して耐震対策業務を依頼できる環境を整備することにより、既存住宅・建築物等の耐震性能の向上を図り、県民の生命、財産の保護に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- 一 住宅・建築物の地震対策に関する普及、啓発活動に関すること
- 二 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進に関すること
- 三 住宅・建築物の耐震に関する研修会、講習会等の開催に関すること
- 四 耐震関連業務の受託に関すること
- 五 ブロック塀や家具の転倒防止対策に関すること
- 六 会員の交流及び業務活性化に関すること
- 七 震後の被災建築物の復旧・復興活動に関すること
- 八 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

第2章 会員

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げるものとする

- 一 正会員 この協議会の正会員は、別記1の会員名簿のとおりとする
- 二 賛助会員 この協議会の目的に賛同し、この協議会の事業を賛助するために入会したもので、別記2の賛助会員名簿のとおりとする

(会費)

第5条 会員は、協議会の運営に必要な費用として次に掲げる会費を協議会に納入するものとする。

- 一 正会員は、年 50,000 円
- 二 賛助会員は、年 30,000 円

(入会)

第6条 協議会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会するときは、その旨を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2 会員が解散したときは、退会したものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 2名
- 四 監事 2名

- 2 役員は、総会において選任する。但し、会長及び副会長は、正会員を代表する者の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(職務)

- 第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は、会務を執行する。
 - 4 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

第4章 会議

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。
 - 3 会議は、会長が召集し、その議長となる。
 - 4 会議には、賛助会員、オブザーバー(別記3)の出席を求めることができる。

(総会)

- 第11条 通常総会は毎年度1回、臨時総会は必要な都度開催する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員の3分2以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、これを開催する。

(総会の開催通知)

第 12 条 総会の開催は、開催の日の 10 日前までに、日時、場所及びその目的である事項を記載した書面により正会員に通知しなければならない。

(会議の議決事項)

第 13 条 総会は規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
 - 二 事業報告及び収支決算の承認
 - 三 規約の変更
 - 四 その他協議会の運営に関する重要な事項。
- 2 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 理事会は、書面回議によってこれに代えることができる。

(会議の成立)

第 14 条 総会は、正会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する

2 理事会は、役員の大過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議決は、出席者の過半数の同意を以って決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

第 5 章 会計

(事業年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 その他

(事務局)

第 16 条 事務局は、会長の定める場所におく。

2 会計事務は、事務局がこれにあたる。

(雑則)

第 17 条 この規定に定めるほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会に諮り、会長が別に定める。

(附則)

この協議会の初年度における会計年度は、協議会設立の日から始まり翌年 3 月 31 日までとする。

「別記 1」

(構成団体)

社団法人 静岡県建築士事務所協会

社団法人 静岡県建築士会

全建総連静岡県建設労働組合

静岡県木造建築工業組合

静岡県中部建設業協同組合

社団法人 日本木造住宅産業協会静岡県支部

社団法人 静岡県都市開発協会

社団法人 静岡県建設業協会

財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター

社団法人 日本建築構造技術者協会静岡部会

社団法人 日本ブロック・エクステリア工事業協会静岡県支部

「別記 2」

(賛助会員)

株式会社 建通新聞社

「別記 3」

(オブザーバー)

静岡県

静岡市

浜松市

沼津市

富士市

富士宮市

焼津市